

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当たる翌日が休日は、
当たる翌日)

鳥取県告示第九百二十五号

昭和五十七年七月鳥取県告示第六百五十七号（豚等の移入の禁止について）は、廢止する。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

◇告示 次

鳥取県告示第九百二十六号

昭和五十七年五月十八日付けで関金町から申請のあつた堀地区第二工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鴻 三

三

◇選管告示

鳥取県の議員及び知事の選挙権を有する者の総数
の五十分の一の数等

昭和五十七年九月十四日

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

告 示

昭和57年9月14日 火曜日

鳥取公報

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十七号

昭和五十七年八月十一日付けで関金町から申請のあつた米富地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所
- 五 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字福本字小林谷五四九の一九、五五〇の二六（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、五四九の一一から五四九の一三まで、五四九の一七、五四九の一八、五五〇の二七、五五〇の三二、五五〇の三四から五五〇の三六まで、五五〇の三九
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十七年九月十四日

一 1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字サノ谷尻リ二二二四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字柳谷山二九八一の一、字下モ牛ノ首二九八四
(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

たので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採ができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百三十号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受け

鳥取県告示第九百三十一号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受け

たので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百三十二号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受け

鳥取県告示第九百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百四十九号）第十八条第一項の規定に基づき、

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十七年九月十四日から一週間鳥取県土木部道路

課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
下見閔金線	東伯郡東伯町大字三本杉字尾尻二八五一地先から同郡閔金町大字閔金宿字町尻二六四七一地先まで	四〇・〇~三、八八一	二二・〇
倉吉環状線	倉吉市八幡町字久米谷三三〇一~二地先から同市生田字石曾根四六三地先まで	三一・〇~三八八	一三・〇

鳥取県告示第九百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次とのおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十七年九月十四日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	区間	供用開始の期日
下見閔金線	東伯郡東伯町大字三本杉字尾尻二八五一地先から同郡閔金町大字閔金宿字町尻二六四七一地先まで	昭和五十七年九月十四日
倉吉環状線	倉吉市八幡町字久米谷三三〇一一二地先から同市生田字石曾根四六三地先まで	昭和五十七年九月十七日

路線名	区間	前後別敷地の幅員 (メートル)	変更前延長 (メートル)	変更後 五九・〇~七五	変更前 三・三~八・二	変更後 二、五九五
百八十号	西伯郡西伯町大字下中谷字河掘七七九一地先から同町大字能竹字四拾九四一八一七地先まで					

鳥取県告示第九百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十七年九月十四日から一週間鳥取県土木部道路課において一般的の縦覧に供する。

昭和五十七年九月十四日

路線名	区間	供用開始の期日
百八十号	西伯郡西伯町大字下中谷字河掘七七 九一地先から同町大字能竹字四拾	昭和五十七年九月十六日
	九四一八七地先まで	

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年四月一日 鳥取県指令受都計第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市みどり町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市葵町七二二

理事長 牧田実夫
倉吉市土地開発公社**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第二百二号**

昭和五十七年九月二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年九月十四日

一 開発許可の年月日及び番号

7 昭和57年9月14日 火曜日

鳥取県公報

第5391号

鳥取県選舉管理委員会委員長 田 中 梅 藏

鳥取県において選舉権を有する者の総数の五十分の一の数	八、九〇七
鳥取市において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	一四八、四四二
米子市において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	三一、〇二三
倉吉市において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	三〇、七二一
境港市において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	一二、四六二
岩美郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	八、九〇三
八頭郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	六、八九六
氣高郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	一四、六五一
東伯郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	五、九九二
西伯郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	一七、五九二
日野郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	一三、二三五
	六、九六九